

平成24年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録
目 次

第 1 号（5月22日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集あいさつ	5
議案第1号	7
一般質問	9
閉会の宣告	17

◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第5号

平成24年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成24年5月22日

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

平成24年5月11日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 清 水 聖 士

平成24年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録

平成24年5月22日(火)

午後3時00分開会

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
日程第 4 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	小 易 和 彦	2番	植 村 博
3番	平 野 光 一	4番	泉 川 洋 二
5番	天 下 井 恵	6番	林 伸 司
7番	原 八 郎	8番	福 井 み ち 子
9番	戸 辺 実	10番	佐 藤 誠
11番	石 田 信 昭	12番	石 井 昭 一

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管 理 者	清 水 聖 士
副 管 理 者	伊 澤 史 夫
監 査 委 員	松 丸 幹 雄
会 計 管 理 者	大 竹 守 夫
事 務 局 長	佐 々 木 進
事 務 局 次 長	川 村 一 男
総 務 課 長	鈴 木 栄 一 郎
あ じ さ い 所 長	川 村 一 男

し	ら	さ	ぎ	所	長	笠	井	雅	之
周	辺	整	備	室	長	武	田	秀	一
主				幹		國	井		潔 (柏市廃棄物政策課長)
主				幹		藤	咲	克	己 (白井市環境課長)
主				幹		佐	山	佳	明 (鎌ヶ谷市クリーン推進課長)

事務局職員出席者

周	辺	整	備	室	主	幹	渡	邊	直	巳
総	務	課	長	補	佐		垣	岡	俊	男
し	ら	さ	ぎ	所	長	補	井	上	行	一 郎
総	務	課	総	務	財	政	栗	原		稔
総	務	課	総	務	財	政	篠	宮		武
あ	じ	さ	い	管	理	係	竹	田	秀	明

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（石田信昭君） 皆様、本日は公私ともにご多忙の中ご参集をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成24年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上1件であります。配付漏れがないかお調べをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田信昭君） 次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

なお、秋山副管理者より、本日の会議は関東国道協会総会に千葉県代表者として出席するため、欠席したいとの申し出がありましたので、ご報告申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石田信昭君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第43条の規定により、会議録署名議員に6番、林伸司議員及び7番、原八郎議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（石田信昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田信昭君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集あいさつ

○議長（石田信昭君） それでは、ここで管理者から招集あいさつをお願いいたします。

清水管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成24年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の開会に当たり、

一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案1件であります。この議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、アクアセンターあじさい及びクリーンセンターしらさぎの操業状況につきましてご報告申し上げます。両施設のダイオキシン類等の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主目標値内であり、現在安定した操業をさせていただいております。

また、放射線量の問題につきましては、本施設の焼却灰は、国の基準値を大幅に下回っており、より自主規制の厳しい灰の受け入れ先の最終処分場におきましても、超過することなく適切に処分ができております。

なお、昨年12月23日に最終処分先のグリーンフィル小坂株式会社より返却された焼却灰につきましては、いまだ受け入れの再開に至っていないことから、当組合敷地内に仮置きしておりますが、受け入れが再開され次第、速やかに搬出処理することを基本に進めてまいります。なお、それまでの焼却灰の保管につきましては、引き続き十分な安全対策を講じてまいります。

続きまして、組合施設、敷地境界付近での空間放射線量の測定結果につきましては、地上より1メートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト未満であり、国が示した除染ガイドラインの対象ではないものの、今後毎時0.23マイクロシーベルトを超えた場合には、除染対策につきまして構成市において除染実施計画を策定しておりますので、その除染実施計画に沿って対応するとともに、今後も継続して監視を続けてまいります。

次に、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の見直しにつきましてご報告を申し上げます。現計画は平成14年12月に策定されてから、本年で9年が経過しており、その間に沼南町と柏市が合併し、施設につきましても、平成22年度にクリーンセンターしらさぎが24時間連続運転になるなど、諸条件が大きく変化しております。この基本計画の見直しに向け、今後のごみ処理に関しまして、構成市と事前協議を十分に重ね、昨年度基本的な部分で合意が整ったところでございます。今後一般廃棄物処理基本計画審議会を開催いたしまして、本年度中に策定する予定でございます。

続きまして、散策路整備事業につきましてご報告を申し上げます。当該事業は、本年度内の完成を目指し、現在鋭意努力しているところであり、早ければ秋ごろより工事を着工してまいりたいと考えております。

それでは、今回上程いたしました議案につきましてご説明させていただきます。

議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、非常勤職員の仕事と育児の両立を図ることを目的に、非常勤職員の子の養育の事情に応じ育児休業をすることが

できる制度を新設するものであります。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○議長（石田信昭君） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（佐々木 進君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、一定の要件を満たす非常勤職員について育児休業等を行うことが可能となったため、取得に関する規定を新たに設けようとするものでございます。

この改正育児休業法の趣旨でございますが、従来常勤職員のみ認められておりました育児休業等を仕事と育児の両立を図る観点から、非常勤職員につきましても育児休業等を取得できるよう必要な措置が講ぜられたものでございます。

それでは、改正内容について順次ご説明いたします。議案の裏面と資料の新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思います。

まず初めに、第2条では、育児休業することができない職員を定めていることから、新たに第3号といたしまして、一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を追加するものでございます。ここでは、第3号のアからウで育児休業を行うことができる非常勤職員をそれぞれ示しまして、その職員以外の非常勤職員は育児休業を行うことができないものとしております。

第3号のアでは、非常勤職員の育児休業を承認するための要件を定めており、その要件といたしまして、（ア）では、引き続き在職した期間が1年以上であり、（イ）では、その養育する子が1歳に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれていることとし、（ウ）では、勤務日数が規則の定める日数を満たしていることとし、これらすべてを満たすことで非常勤職員が育児休業を取得できるものとしております。

第3号のイでは、1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため、一定の要件を満たす非常勤職員で、1歳到達日の翌日から育児休業をしようとする者を定め、第3号のウでは、任期の末日まで育児休業している非常勤職員で、任期の更新、または採用に伴い、引き続き育児休業をしようとするものを定めてございます。

次に、第2条の2でございますが、非常勤職員の育児休業ができる期間について定めております。

育児休業の期間は、第1号では、原則養育する子の誕生日から1歳に到達する日までと定めております。特例として、第2号では、非常勤職員の配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合は、1歳2カ月に達する日まで取得できることとし、第3号では、一定の要件を満たす非常勤職員が1歳到達日の翌日から1歳6カ月に達する日まで育児休業をすることができるもので、アでは、非常勤職員または配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合で、イでは、1歳到達日後に配偶者が子を養育できなくなったなど、養育の事情のある場合は、1歳6カ月に達する日まで取得できることとしております。

続きまして、第3条では、再度の育児休業ができる特別な事情を定めており、非常勤職員の再度の育児休業を認める事情として、第5号及び第6号を新たに追加するもので、第5号では、第2条の2第3号に該当するもので、子が1歳から1歳6カ月に達するまでの間、再度育児休業をしなければならない場合、第6号では、任期の末日まで育児休業し、任期の更新または採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする場合を定めてございます。

続きまして、第7条では、部分休業をすることができない職員を定めております。部分休業ができる非常勤職員を示しまして、この職員以外の非常勤職員は、部分休業をすることができないものと定めてございます。

第1号では、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員。

第2号では、勤務日の日数及び勤務日ごとに勤務時間を考慮して規則に定める非常勤職員は部分休業をすることができることとし、これ以外の非常勤職員については部分休業をすることができないとしております。

続いて、第8条は、部分休業の承認ですが、部分休業をすることができる時間を定めてございます。

第1項では、非常勤職員の部分休業の承認につきまして、勤務時間の初めまたは終わりについて30分を単位として行うもので、第2項では、1日につき2時間を超えない範囲で行い、第3項では、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で行うものとし、育児時間を承認されている場合は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で、かつ2時間から育児時間を減じた時間を超えない範囲で行うこととしております。

続いて、第9条及び第10条につきましては、条の追加に伴う条の繰り下げで、それぞれ見出しを新たに追加してございます。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行日を公布の日からとしております。

以上で議案説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（石田信昭君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田信昭君） 討論はなしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石田信昭君） 起立全員です。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（石田信昭君） 日程第4、一般質問を行います。

事前に通告のありました平野議員について質問を認めます。

3番、平野議員。

○3番（平野光一君） 私は、日本共産党の平野光一です。通告に従いまして質問いたします。

東京電力福島第一原発の重大事故によって、当組合も構成団体である3市ともに深刻な放射能汚染の被害を受けています。原発事故には、ほかの事故には見られない異質の危険があるということを日本共産党は指摘してきました。一たび重大事故が発生して放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段は存在いたしません。そして、その被害は空間的にどこまでも広がります。実際福島第一原発から200キロ離れたこの東葛地域でも、放射能との闘いに真剣に取り組まざるを得なくなっています。さらに、時間的にも数百年、数万年、数十万年という将来にわたって被害を及ぼす可能性があります。

先日柏の共産党議員団として南相馬市や飯舘村に調査に行きました。地域社会の存続さえも危うくしています。被害がどうなるかを空間的にも時間的にも社会的にも限定することができないのが原発事故です。これらの事故はほかにありません。こうした事態を二度と引き起こさせない唯一の保障は、原発の再稼働を許さず、すべての原発を廃炉にすることとこの機会に申し述べたいと思います。そういったことで質問の冒頭に、放射能対策についてお聞きいたします。

先日の説明資料では、あじさいの飛灰から放射性セシウムの合計で1キログラム当たり1,230ベクレル、しらすぎの飛灰からは1,600から2,800ベクレル検出されています。質問の1点目、この焼却灰等を扱う作業については、厳重な被曝線量の管理が必要であるが、現状はどうなっているのでしょうか。

質問の2点目、健康管理についても万全を期す必要があります。電離放射線障害防止規則では、3カ月ごとに被曝線量を定めていることから、作業従事者の3カ月ごとの特別健康診断を実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

質問の3点目、大規模な放射能汚染に伴う焼却灰などの放射性廃棄物をどう扱うべきかという問題です。原発安全神話は日本においては大規模な放射能汚染を伴うような重大事故は絶対に起こり得な

いという前提で成り立っていましたから、放射能汚染については、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染に関する法令の枠外に置かれていました。放射性廃棄物かどうかの規定は、原子炉等規制法第61条の2に基づいて定められた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則、平成17年11月22日経済産業省令第112号の別表に定められた基準が唯一のものだと言われています。この基準を超えなければ核燃料物質によって汚染されたものでないものとして取り扱ってよろしいということになっています。逆にセシウム137の場合で、1キログラム当たり100ベクレル以上であれば、低レベル放射性廃棄物処理施設で厳重に保管することが求められていたわけです。しかし、政府は事故後に一気にセシウム134と137の合計で8,000ベクレルまで引き上げて、それを上回らなければ一般廃棄物最終処分場における埋め立てを認める措置をとりました。このことによって今回事故による放射能汚染の影響が比較的少ない地域にまで汚染を広げるおそれが生じています。当組合として政府に対して焼却灰などの放射性廃棄物を従前の基準に基づいて他の廃棄物と明確に区別して厳重に管理するよう求めるべきではないでしょうか。

次に、2つ目の質問項目、ごみ減量の取り組みについてお聞きいたします。質問の1点目、しらさぎのごみ搬入量のデータによりますと、燃やすごみと可燃粗大ごみの合計では、平成13年度との比較で平成22年度はマイナス4.2%となっています。これを家庭ごみと事業系ごみに分けた場合のそれぞれの減量率のデータをまずお示してください。

2点目、今後審議会において議論されるわけですが、当組合の一般廃棄物処理基本計画では、構成市にも積極的に働きかけて思い切ったごみ減量を目指すべきだと考えるわけですが、どのようにお考えでしょうか。

質問の最後に、管理者に管理者、副管理者の給与、それから議員の報酬についてお聞きいたします。管理者、副管理者は、構成市の市長の責務として、私たち組合議会議員もそれぞれの市議会議員の責務として、その任についているのであって、私は組合から給与、報酬を受け取る理由はないと考え、このことは前議会の討論でも申し述べました。給与、報酬についての規定は、廃止の方向で速やかに議論を開始すべきだと考えますが、管理者はいかがお考えでしょうか。

以上で第1問目を終わります。

○議長（石田信昭君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（佐々木 進君） 私からは、大きなご質問の1点目、放射能対策について及び2点目、ごみ減量の取り組みについてお答えしたいと思います。

初めに、1点目、放射能対策につきまして、ご質問は3点ございました。まず、1点目の焼却灰等を取り扱う作業の現状でございますが、焼却灰等を取り扱う作業に当たりましては、廃棄物処理施設内作業におきまして、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱により、従前よりその防止対策といたしま

して、防護服、防じんマスク等の使用が義務づけられており、それにより実施してございます。また、放射能対策につきましては、被曝等の確認を行うため、作業従事者に線量計を持たせまして、業務実施中における放射線量の確認等を行ってございます。さらに、作業終了後には、当該作業に当たった従事時間及び放射線量等を記録させ、管理を行ってございます。

次に、2点目の3カ月ごとの特別健康診断の実施についてお答えしたいと思います。焼却灰等を取り扱う作業では、現段階では数値も基準以下であり、作業従事時間も1回に30分以内であることから、直ちに作業員の健康被害が発生するレベルではないと考えております。しかしながら、今後も継続して放射線量、作業環境等の状況を注視する関係諸法令等にのっとり、作業従事者の健康診断等の実施を含め検討し、適宜対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目、政府に対して焼却灰等の放射性廃棄物を従前の基準に基づき、他の廃棄物と区別して厳重に管理するよう求めることについてお答えしたいと思います。

まず、放射性廃棄物のセシウム数値の1キログラム当たり100ベクレルという基準につきましては、災害廃棄物のものではなく、再利用品等を含む廃棄物そのものの基準でありまして、国際的な基準であると認識してございます。また、今回放射性物質汚染対処特別措置法等にて示されてございます1キログラム当たり8,000ベクレルの数値につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度の埋め立て基準と認識してございます。この1キログラム当たり8,000ベクレルの数値は、国の基準によるものであり、当組合といたしましても法律等を遵守しながら実施することになりますが、住民に対する健康被害等への影響や最終処分先の状況等を考えますと、放射能対策における国等への対応につきましては、今後構成市等を含め検討し、必要に応じて求めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、大きなご質問の2点目、ごみ減量の取り組みについて、ご質問は2点ございました。まず、1点目の平成13年度と平成22年度との家庭ごみ及び事業系ごみの減量率についてお答えしたいと思います。家庭ごみにおいては、平成13年度では約2万5,838トンであり、平成22年度においては約2万4,542トンとなっております。平成13年度と平成22年度を比べた場合の減量率では、マイナス5.0%となっております。次に、事業系ごみにつきましては、平成13年度では約8,393トン、平成22年度では約8,246トンであり、当該減量率はマイナス1.7%となっております。

次に、2点目の一般廃棄物処理基本計画でのごみ減量についてお答えしたいと思います。一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、構成市の一般廃棄物処理基本計画や各種関連する計画との整合性を図り策定していくこととなります。ごみ減量化施策につきましても、当組合における一般廃棄物処理基本計画審議会でも慎重な審議を重ね、構成市や関係団体との意見交換、調整等を行って、実行可能でかつ有効的な施策を検討しまして、ごみ減量化を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石田信昭君） 清水管理者。

○管理者（清水聖士君） 3点目の正副管理者の給与と議員の報酬につきましてお答えしますけれど

も、地方自治法で地方公共団体はその長に給与を支払う。議会の議員には報酬を支払わなければならないと書いてありますので、この柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合は地方公共団体の一つでありますので、地方自治法のとおりになければならないと思います。

○議長（石田信昭君） 再質問を許します。

3番、平野議員。

○3番（平野光一君） 初めに、放射能の問題からいたします。作業に従事している人たちの健康の問題なのですが、先ほど1問目で紹介しました私ども先日福島県南相馬市と飯舘村など調査してきましたが、その関係もあって、質問通告ぎりぎりになってファックスで送るということになってしまいました。申しわけありませんでしたが、南相馬市では、今子供たちを優先してホールボディカウンターで内部被曝の調査をやっています、検査を。南相馬の資料によりますと、例えば小中学生を対象とした検査で527名中268名でセシウム137の内部被曝を認めています。そのうち体重キログラム当たり10ベクレル以上という方は75人います。それから、今度は高校生以上を対象とした検査でも、4,745人検査した結果、665人からキログラム当たり10ベクレル以上の放射性物質による内部被曝があったということになっていますね。それで、この検査、最初は国などから借りた機械でやっていたのですけれども、精度が悪くて、キャンベラ製という機械を導入してから、その検出割合が高くなったということなのですけれども。ですから、先ほど答弁にありました電離放射線障害防止規則にのっとってということでしたけれども、電離放射線障害防止規則というのは、3カ月当たり1.3ミリシーベルトというものです。電離放射線障害防止規則で放射線管理区域とされているところなのです。ですから、この規則にのっとってやるならば、やはり3カ月ごとの精密な検査というのをやって状況をきちんと把握するということが必要です。福島県下のそういう実際の、これまでの実践例で言うと、聞いていて私思いましたけれども、実際これを聞いていて思いましたが、被曝の多くは放射能が原発が爆発して放射能が出たときに吸い込んだものが大きなものです。ですから、この清掃工場だとか、し尿処理場の焼却灰などを決して吸い込まない、そういう対策というのも厳しく、できる限りというか、完全な形でのそういう考慮が必要です、それが果たして有効に機能しているのかどうかという意味での検査というのは必要だと思うのです。ですから、ぜひ積極的な健康管理に乗り出していきたいと思うのですが、もう一步踏み込んで、そういう方向でぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、お答えいただきたいと思っております。

それで、1点目は、当組合でも秋田県小坂町の最終処分場から返却された32.85トンですか、合計しますと、この焼却灰がしらすぎの敷地内に仮置きされていると。1キログラム当たり5,170ベクレルから5,910ベクレルの放射能を含んでいる。組合では処分業者と小坂町に受け入れ再開に向けての働きかけを継続するという意向のようです。今管理者からの報告でもそういうことが言われました。それで、第1問でも考え方を述べましたけれども、8,000ベクレル未満だからということで私は押しつけるべきではないだろうというふうに思うのです。もともと排出する側と、それから受け入れる側、これは決

して対立する関係ではないわけで、そういう関係が生まれているのは、結局私は国がきちんとした責任を果たしていないからだというふうに思うのですね。お互いに責任を押しつけ合ったりする問題ではないと。ですから、国がこの一般廃棄物と放射性廃棄物を厳密に区別して、国の責任で解決すべきだということを思います。ですから、構成市と協議しながら、あるいは歩調を合わせて国に言うべきときは言うという趣旨の答弁だったと思いますが、今この当組合だけではなくて県内にも、それから全国にも同じようにこういう焼却灰の仮置きの問題で困難を生じている自治体たくさんあるわけですから、さらにそういう自治体にも呼びかけて、国に対して強く申し入れをしていただきたいとします。私は、組合独自でもやるべきだと思うのです。そのことをもう一度お答えいただきたいとします。

ごみ減量の問題についてですけれども、答弁にありましたように燃やしているごみについては、家庭ごみは5%、平成13年と平成22年の比較ですけれども、5%減量できた。事業系ごみは1.7%の減量にとどまっていますという状況が報告されました。それで、環境省のデータによりますと全国のごみの排出量の推移というのが示されています。これは2000年と2010年の比較なのですけれども、全国では家庭ごみは13%減量されています。事業系ごみは27.9%の減量です。もちろん自治体やそれぞれの一部事務組合で比較する場合には、人口の増減というのも関係しますから、単純ではありませんけれども、しかし、大まかにわかることは、全国的にはしらさぎでの実績より大幅にごみを減量しているということ。それから、家庭系と事業系の比較では、事業系の減量が目覚ましいということ。このことだと思うのですが、この比率は確認できるでしょうか。

それから、給与と報酬の問題です。地方自治法で給与、報酬を支給しなければならないと規定されていると、それで支給は適法であるということの趣旨なのですけれども、一部事務組合は確かに自治法を準用するということなわけで、しかし、それを根拠にして、市長は市長として、議員は議員としての責務を果たしていることに対して、二重に給与、報酬を支給するということは、私は市民の理解は得られないだろうというふうに思っているわけです。もともとごみ処理にしても、し尿処理にしても、それぞれの自治体固有の業務です。これ一部事務組合ができる前は、それぞれの自治体で取り組んでいた業務です。その固有の業務を一部事務組合をつくって共同で行っているだけのことだと思います。私は、議員の皆さんが市会議員としての仕事以外のところで別の仕事をして、そこで給与、報酬をもらうことについては何の問題にもいたしません。しかし、例えば柏市で言いますと、柏市は独自の清掃工場とし尿処理場を持っていますけれども、ですから、それは柏市で言いますと市民環境委員会、常任委員会というところで議論がされ審議がされます。ここはそういう意味では、ごみで言いますと、旧沼南町と鎌ヶ谷市のごみを扱っているわけです。ですから、本来であれば議員の仕事として、それぞれの自治体で常任委員会なりで議論されていたものが、こうやって広域処理するということで、一部事務組合をつくってやっているわけですから、これは本来の議員の仕事であるというふうに考えております。

それで、この組合規約の第7条を見ますと、7条の1で、組合議員の任期は関係市の議会議員の任期とする。ただし、組合議員が関係市の議会議員の職を失ったときはその職を失う、こうなっていて、例えば私が途中で柏市議会議員をやめたとなると、ここに居座るわけにいかないですね。柏市議会議員だからこそこにいるわけで、その職を失えばこの職も失うというのが、組合の規約の規定です。これは管理者、副管理者も同じだろうと思います。市長を辞職された、やめられたときには、管理者も副管理者も当然交代するということになるだろうと思います。それで、どうでしょうか。ほかの一部事務組合等の状況についても、ぜひ調査、検証していただきたいわけなのですけれども、給与、報酬を支給していない一部事務組合というのは全国に幾らでもあります。近隣にもあります。そのことによって地方自治法違反だというふうに国から指摘を受けている事例というのを聞いているのでしょうか。そのことをお尋ねいたします。

第2問終わります。

○議長（石田信昭君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 私のほうから放射能対策についての2回目の質問につきまして回答するとともに、もう一つ、ごみ減量の2回目の質問について回答させていただきます。

小坂町の受け入れ再開に向けて働きかけを継続との関係のご質問でございましたが、組合は小坂町の処分業者とも協議を重ねてまいります、その他の民間処分場とも協議しながら、また構成市とも相談をしながら決定してまいりたいと考えてございます。

ごみ減量の2問目の質問ですが、環境省のデータの事実は確認できますかとの問いでございます。当組合におきましては、燃やしているごみについては、家庭系ごみは5%減量、事業系ごみは1.7%減量にとどまっているのが事実でございます。環境省データの2000年、2010年の比較で、全国で家庭系ごみ13%減量、事業系ごみ27.9%の減量につきましては、内容の確認まではできておりません。

以上でございます。

○議長（石田信昭君） 清水管理者。

○管理者（清水聖士君） 3点目の給与と報酬でありますけれども、平野議員のおっしゃることはわからないわけではございませんけれども、私の今の思いを申し上げますと、やはり地方自治法に給与を払うべきだと、報酬を払うべきだと書いてあるわけですから、それに違反している自治体が国から指摘を受けているかどうか、ちょっと私はつまびらかにいたしませんけれども。そもそもおっしゃることはわからないわけではございませんので、そういうことであれば、法律のほうを変えるという議論をすべきではないかと思っております。やはり国会で議論されるべきことではないかというふうに率直な気持ちを持つところでございます。

○議長（石田信昭君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 1つ質問が抜けておりましたので、ご回答させていただきます。

作業従事者の定期健康診断についてということでご回答させていただきます。作業員の定期健康診

断につきましては、作業に当たって、クリーンセンターしらさぎにおきましては、防護服、防じんマスク等の装備を行っております。また、被曝線量等を計測するため、作業中においては線量計を装着させ、業務実施の時間及び線量等を記録させております。健康診断への対応については、現在管理を行っている数値が著しく変動した場合は、排出される焼却灰等が8,000ベクレルを超えた場合について、電離則の趣旨を踏まえまして健康診断等の作業員の健康管理において適宜所要の措置を講じていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（石田信昭君） 再々質問を許します。

3番、平野議員。

○3番（平野光一君） 今最後の答弁のところ電離則にのっとり健康管理ということでおっしゃられたので、ぜひそれを積極的に私はやっていただきたい。ほかの周りを見てどうかということだけではなくて、それというのも放射能の影響というのは、特に低線量被曝、継続して受ける被曝というのはどのように影響するかというのははっきりしないところが多いわけなのですね。学者によっては見解が大きく違う部分でもあります。しかし、柏でも白井でも鎌ヶ谷でも特に子供たちの被曝を低減させるということで除染に取り組んでいますけれども。その柏の目標で言いますと、1時間当たりの放射線量を0.23マイクロシーベルト未満にするということを目標にしているわけです。その目標というのは、1年間の外部被曝がそれを超えると1ミリシーベルトを超えるということで、その0.23という基準をしたわけですね。そういう意味では現状では私たちは、皆さんもそうですけれども、今のままでいくと1ミリシーベルト年間外部被曝だけで超えてしまう。それに加えて先ほど紹介したように、南相馬市の事例であるように吸い込んだり、あるいは食物を通して被曝した内部被曝との、先ほど紹介したような数字で内部被曝が認められるということですから、特に私は焼却灰を扱っている作業というのは心配して心配して慎重に慎重にやると。徹底してそれを考慮するというのでやっていかなければいけないというふうに思います。ですから、ぜひ積極的にやってください。これは答弁は結構です。今の答弁で結構です。

それで、仮置きの問題なのですけれども、これはどこか持って行って埋められるところがあればいいなというふうなことだけでは、私はいけないだろうという趣旨で今質問しているわけなのですけれども。先日のニュースでは大阪のほうで被災地の瓦れき、これを受け入れるという場合に、1キログラム当たり100ベクレル以下で、瓦れきの状態です、焼却前の放射能の値が1キログラム当たり100ベクレル以下であれば、未満であれば受け入れるということをお阪は基準にしたのですね。これは先ほど私が紹介した基準と合致しているというか、それよりももっと厳しくやっているという意味では、私は妥当だというふうに思います。そういう意味で、ですからこれをどこか受け入れてくれるところがあれば幸いだというふうな考え方だけではなくて、この問題はそういうふうになりますと、一般のごみと、それから放射性廃棄物とがまぜられてしまう。これはもう将来取り返しのつかないこと

になるわけで、実際にそれが行われているわけなのですよね。これは国際的にも非常に大きな批判を受けているところです。ですから、先ほどから言っていますように、これは同じような状況にある自治体、あるいは一部事務組合、そういうところとも力を合わせて国に対してきちんと厳密に区分して、国の責任で解決しろということをやっぱり声を上げるべきだというふうに考えています。そういう方向での検討というのもぜひしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

それから、ごみの減量についてなのですが、今ここでお示ししたのは環境省の一般廃棄物排出及び処理状況等、平成22年度についてという資料からつくられたものなのですが、自治体によっては非常に大きな目標を掲げてやっている自治体もあります。そういうところは、今報告にも、回答にもありましたように、平成13年から平成22年にかけて全体で4.7%、家庭ごみで5%、事業系ごみが1.7%という減量というのは、私は非常に到達点としては低いというふうに考えるわけですね。ですから、やはりこれは柏市と、あるいはごみのこと言えば柏市と鎌ヶ谷市のそれぞれの計画との整合性ということもあるでしょうけれども、やはり独自の、独自のというか両市に働きかけて、このしらさぎでの燃やすごみ、これをできる限り減らすということを意欲的に取り組んでいただきたい。その場合に事業系ごみの減量が、これはそれぞれの自治体でも同じ事情にあるのだらうと思います。柏でも同じ事情にあると思います。事業系ごみの分別がきちんとされないがために可燃ごみが減らない。家庭ごみの減量はある程度やっていますけれども、家庭ごみの分別というのを徹底してやっても、事業系が燃やすごみというのを分別しない限り、これは大きな減量にならない。全国の傾向はそうになっている。事業系ごみでの減量というのが大きな、全体の可燃ごみの燃やすごみの減量に貢献しているということでは、ぜひ新しい基本計画を議論する上でも事業系のごみの減量というのにぜひ力を入れていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

そして、最後に、給与と報酬の問題です。今述べました一般廃棄物処理基本計画審議会というのが今後つくられるわけですね。先日いただいた資料でも、この審議会も委員の報酬が月額6,800円支給されるというふうになっています。そうすると、それぞれの市議会議員としての報酬をいただいた上に、この組合の議員としての報酬も含めると。この組合を代表して審議会に選出される審議会委員としてもまた報酬をもらう。これはどう考えても、とてもとても市民の理解を得られないと思います。ですから、私は今議員の皆さんにもぜひこの問題は議会として、管理者はこの議員の報酬については述べられていませんけれども、議会は議会としてきちんとこのことを議論して、報酬についてはいただかないと。その上で規約については改正をする、改正して廃止するというのをぜひ求めて質問を終わりたいと思います。

○議長（石田信昭君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 私のほうからは、放射能対策についての1問とごみ減量の2問目についてご回答させていただきます。

国の責任で解決すべきと考えているので、他の組合とともに要求していけばいいのではないかとい

うことのご質問ですが、放射能対策におきます国等への対応につきましては、今後構成市、それと全国都市清掃会議、千葉県環境衛生促進協議会等を含めて検討して、必要に応じて求めてまいりたいと思っております。

ごみ減量の3問目の質問でございますが、議員ご指摘のとおり構成市及び審議会等で審議を重ね、減量施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石田信昭君） 総務課長。

○総務課長（鈴木栄一郎君） それでは、一般廃棄物処理基本計画審議会の議会選出委員にかかわる報酬に関しましてお答えいたします。

審議会委員の報酬の支給でございますが、地方自治法第203条の2におきまして、地方公共団体は審議会委員等の非常勤の職員に対し報酬を支給しなければならないと規定されておりますので、当組合におきましても条例を制定をいたしまして、審議会委員報酬を支給しているところでございます。ただいま議会選出の議員の重複支給ということのご指摘がございましたので、このことにつきましては、他の自治体、一部事務組合のその支給状況等につきまして、調査、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石田信昭君） これで一般質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（石田信昭君） 以上で本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成24年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を閉会いたします。慎重審議、大変ご苦労さまでした。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

午後 3時55分 閉会